

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

(平成 14 年 9 月 2 日国図管第 104 号)

1 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、国立国会図書館から直接建設工事を請け負った建設業者に施工体制台帳を整備させること等により、請負者が的確に建設工事の施工体制の把握をするとともに、請負者の施工体制について、国立国会図書館が必要と認めた事項について記載した書面を提出させ、国立国会図書館においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

2 対象工事

工事を施工するために、締結した下請契約の代金の額（当該下請が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が 3,000 万円（建築一式工事においては 4,500 万円）以上になる工事。

3 記載すべき内容

- (1) 建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 2 に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名及び雇用管理責任者名
- (3) 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真
- (4) 一次下請負人が警備会社である場合には、その商号又は名称、現場責任者名及び工期

(注) 提出様式は、別紙様式を参考とする。

4 提出手続

監督員は、請負者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を、工事着手までに提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、そのつど、提出させるものとする。

5 提出根拠

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条

附 則

この要領は、平成 14 年 9 月 2 日から施行し、同月 1 日から適用する。